

## ○志布志市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志布志市広告掲載要綱（平成19年3月28日告示第13号。以下「広告要綱」という。）第5条及び第6条の規定により、市が管理するホームページへの広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 志布志市が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクするもの（以下「バナー広告」という。）や、リンク機能を有しないもの（以下「表示広告」という。）をいう。
- (3) リンク先ページ バナー広告のリンク先ホームページをいう。

(広告及びリンク先ページの基準)

第3条 広告は、文字又は画像による情報並びにリンク先ページが、広告要綱第3条の規定に基づき定められた基準（志布志市広告掲載基準。以下「掲載基準」という。）を遵守したものでなければならない。

2 リンク先ページは、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) リンク先ページからリンクするホームページが掲載基準を遵守していないもの。
- (2) ウイルス感染及び不正アクセス等を防止するための措置が不十分なもの。
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載方法及び規格は、次の各号に定める。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 掲載位置 市ホームページ内の市が指定する位置。
- (2) 大きさ 縦横比1：3。ただし、最大縦70ピクセル、横210ピクセルとする。
- (3) 形式 PNGまたはJPEGの静止画像
- (4) 容量 20キロバイト以下

(5) 最大枠数 12枠

(6) 掲載数 広告主1者につき最大3枠

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月を単位とし、12ヶ月を越えない期間とする。ただし、市長が認めるときは、掲載期間を指定することができる。

(広告募集の方法)

第6条 広告掲載希望者の募集は、市報しぶし及び市ホームページ等により公募するものとし、広告枠に空きが生じたときは、随時募集を行うことができるものとする。また、市長は公募に当たり広告提供者となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の掲載料金)

第7条 広告の掲載料金(1枠当たり)を継続掲載期間毎に、次の各号に定める。

(1) 3ヶ月未満の掲載は、1月当たり15,000円とする。

(2) 3ヶ月以上6ヶ月未満の掲載は、1月当たり13,500円とする。

(3) 6ヶ月以上の掲載は、1月当たり12,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、その責任及び負担で作成された広告を、広告要領様式第1号(広告掲載申請書)に添えて市長に申請しなければならない。また、広告内容(デザインやリンク先等)の変更をしようとする場合は、改めて申請を行うものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は自らの都合により、市ホームページの広告掲載を取り下げるときは、取り下げ希望日の1週間前までに、書面により市長に申し出なければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、市ホームページ広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月17日から施行する。